
令和4年第4回川場村議会定例会会議録第1号

令和4年6月3日（金曜日）

議事日程 第1号

令和4年6月3日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（9番・1番）
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 一般質問
 - 日程第 5 議案第38号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 議案第39号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第40号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第2号）について
 - 日程第 8 議案第41号 損害賠償金の額を定めることについて（自動車リース契約）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	津久井 俊雄 君	2番	角 田 宣 治 君
3番	小 菅 秋 雄 君	4番	飯 塚 貞 次 君
5番	丸 山 敏 雄 君	6番	細 谷 市 衛 君
7番	星 野 孝 之 君	8番	黒 田 まり子 君
9番	新 木 敏 郎 君	10番	角 田 文 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	安 藤 英 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	栗 原 達 也 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和4年第4回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（角田文雄君） おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第4回川場村議会定例会が招集されました。議員各位にはご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

今期定例会におきまして、条例の一部改正をはじめ、一般会計補正予算案など、議案の提出が予定されておりますが、議員各位には、適切な議会運営に努められますことをご期待申し上げ、さらに、執行部のご協力をお願い申し上げます。

本日は、川場村更生保護女性会の皆様が傍聴に来てくれました。大変ご苦勞様でございます。

議員各位には、慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議員の皆さん、そして更生保護女性会の皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第4回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、角田議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

川場村では、田植えも終了し、コンニャクの植付けは5月の雨で遅れ気味ではありますが、リンゴの摘果や野菜の作付けなど、農作業の繁忙期を迎えております。例年思うことではありますが、安定した天候に五穀豊穡を願うものであります。

さて、5月25日には、田園プラザの田んぼで、小学5年生による田植祭が3年ぶりに開催されました。爽やかな好天に恵まれ、伝統の衣装に身を包んだ児童にカメラを向ける保護者や一般の見学者も大勢訪れ、春の風物詩により人々によりやく活気が戻ってまいりました。

株式会社雪ほたか関係者から植付けの指導を受け、子供たちはぬかるみに足を取られながらも大きな歓声を上げて、楽しく苗の植付けを学びました。

コロナ禍にあって、徐々に日常が戻りつつある現状に喜びを感じ、全ての事業の通常実施が早急にかなうよう期待をしているところでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応で、群馬県指針に基づく警戒レベルが5月28日からレベル1に引き下げられました。1月12日にレベル1から2へ引き上げて以降、レベル2を維持し、県民へ会食や移動の制限を求めてまいりましたが、病床使用率が20%前後で安定している状況やワクチ

ンの接種の割合が高いことから引き下げとなったものでございます。

しかしながら、いつ、どこで感染するかは明らかではなく、引き続き村民皆様に感染防止対策に努めていただきますようお願いするものであります。

本日は、多くの多くの村民の皆様の傍聴の下、議会定例会が開催されております。村民皆様に行政に関心を持っていただき、村民皆様の声が行政に反映をされ、川場に住んでよかったと思える全村民幸福の村づくりを進めてまいりますので、議員各位、そして村民皆様のお力添えをよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正2件、一般会計補正予算1件、報告1件、その他2件の、合わせて6件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前9時06分開会・開議

○議長（角田文雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（角田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において9番新木敏郎君、1番津久井俊雄君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（角田文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの6日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月8日までの6日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（角田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。職員に朗読をさせます。

○事務局長（今井 忠君） 諸般の報告。

令和4年5月16日、利根郡町村議会議長会の総会が沼田市の文化会館において開催され、役員
の改選が行われました。お手元に配付してある総会結果のとおり、会長に角田文雄議長、副会長に片品
村の千明道太議長が選任されました。また、幹事には、みなかみ町の山田庄一議長と昭和村の藤井貞
光議長が選任されました。

令和4年5月26日、群馬県町村議会議長会臨時総会が前橋市の群馬県市町村会館にて開催され、
役員
の改選が行われました。お手元に配付してあるとおり、総会結果のとおり、会長に上野村の中澤
太郎議長、副会長に角田文雄議長が選任されました。

令和4年5月30日、全国町村議会議長会による令和4年度町村議会議長・副議長研修会が東京
都千代田区「東京国際フォーラム」で開催され、角田文雄議長が出席し「町村議会のあるべき姿」な
ど、各種講義を受講されました。

その他、議長として、5月における会議、イベント等に出席した件数は19件です。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（角田文雄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（角田文雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5番丸山敏雄君。

〔5番 丸山敏雄君発言〕

○5番（丸山敏雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大勢の傍聴者の皆様方の前でこのように一般質問をさせていただきますことを大変感謝
をいたしております。

それでは、質問事項、大変村民に関心があります「コンビニエンスストアの誘致について」質問
をさせていただきます。

質問の概要ですけれども、川場村からコンビニエンスストアの文字がなくなってから約3年間が
たちますが、以前、村側も盛んに誘致に力を入れてくれましたが、その後、情報が途絶えております。
また、業者が調査をしているとお聞きしましたが、設置圏内の人口、往来する車の台数、様々な調査
方法がございしますが、現在までの進捗状況、そのことを詳しくお伺いできたらと思いますけれども、
よろしく願いをいたします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 丸山敏雄議員の一般質問にお答え申し上げます。

村内のコンビニエンスストアにつきましては、かつて萩室地内にありましたセブンイレブン、その後、デイリーヤマザキが閉店して以降、コンビニがない村という状態となり、多くの村民皆様から日常の不便を訴える声をいただいております。

村といたしましては、村民の日常生活の不便を解消すべく、何とか村内にコンビニエンスストアを出店していただけないか、各社にお声がけをし、ご相談をさせていただきました。

これまでに、出店の検討をお願いいたしました企業といたしましては、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキなどでございます。

店舗出店につきましては、周辺の交通量、駐車場面積、駐車場への出入口の設定など、各社独自に基準を設けておりました。村からも2か所ほど候補地を提示いたしました。いずれも全ての要件が満たされる場所ではなく、合意に至りませんでした。

また、企業側から見込んだ候補地につきましては、土地利用について所有者との合意の見込みが立たず断念しているという経緯がございます。

しかしながら、村民皆様の生活の利便性向上などを考えますと、何としてもコンビニエンスストアの出店は実現させたいと考えております。建築費軽減につながる補助事業の活用など、出店基準の緩和につながる提案などを行いながら、根気強く交渉を行っているところでございます。

また、現段階、出店に至っていない状況ではございますが、出店が実現した暁には、周辺の景観に配慮した外観色や木材の活用など、企業側の基準の許される範囲になろうかとは思いますが、地域性を生かした店舗整備を働きかけていく所存でございます。

議員各位におかれましては、現在の状況をお酌みいただくとともに、コンビニエンスストア誘致に向け、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（角田文雄君） 丸山議員。

〔5番 丸山敏雄君発言〕

○5番（丸山敏雄君） ただいま、村長から丁寧な答弁をしていただきました。

大変、川場村のコンビニも、開店以来、約22年間たっております。20年前と現在では、人口圏なり、また車の移動等、その辺の状況がかなり異なっております。前は、10年ひと昔と言われていましたけれども、最近、ここ5年で生活圏内、また商業圏内も状況が変わっておるような感じがございます。

しかしながら、その辺の利便性、そういうことを考えまして、ぜひともこのコンビニ実現に力を入れていていただきたいと思っております。

私の考えとしましては、この1店舗当たりのコンビニの出店の感じだと、経営方針、そういう面から考えましても、大変無理な状況かと存じます。ほかの大店舗を構える業者が、村民の意向を兼ねて、片方がその利益を割って、この方は村民のために若干赤字でもいいかなと思う、村民のためを

考えての業者を、村長の幅広い人脈の下で実行していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 現在、特に交渉を進めているのはセブンイレブンでございまして、セブンイレブン側が、田園プラザの南側でないと交通量等々を鑑みたときには出店の設置にはかなわないということになりますと、立岩周辺が一番いい場所だということでは言われておりますが、そこにつきましては、優良な農振区域の地でございまして、なかなかそこに店を出すということになりますと、農地法の解決等がございまして。しかしながら、今年の3月の6日に、武尊高木橋を開通いたしまして、4月から供用開始をしているところであります。間もなく、沼田市において、JAアシストから大丸さんに向けた道路拡張が始まる予定になっております。この道が完成いたしますと、川場村に来る動線が生品の川場大橋に向かってくる観光客が増大する予想がされておりますので、村といたしましては、村の中心地の望郷ラインを挟んだ、ただいま役場庁舎を建設している側か、その望郷ラインの南側、そのどちらかに建設をしていただきたいということで、先般もセブンイレブン側、また、沼田で多店舗を営んでいる経営者と一緒に訪れていただいておりますので、最後の調査をしていただくとともに、村の中心部に建てていただく場合には、村のほうといたしましても、先ほど述べましたように、木材を使った林野庁等の補助金が使えないかとか、また、土地については、いろいろな場面で村のほうも協力はできるということで話をしておりますので、1日も早く、丸山議員ご指摘のとおり、村民のためにコンビニエンスストアが1店舗、村内にできることに引き続き邁進していく覚悟でございまして。

○議長（角田文雄君） 丸山議員。

〔5番 丸山敏雄君発言〕

○5番（丸山敏雄君） ただいま、大変具体的な答弁をしていただきまして、大変ありがとうございます。一刻も早い誘致をお願いするわけでございますが、現在におきましても、コンビニエンスストアの建設状況、2年、3年で位置を違う場所に移転する業者等、様々いるわけでございますが、川場村にできた暁には、村のために当局も、そういう多方面の支援をお願いするわけでございます。

もう1点お伺いしたいと思いますけれども、コンビニエンスストアの入込客、その辺も大体1日何人ぐらいを想定しておりますか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 正確な1日の人数の見込客というのは、まだセブンイレブンのほうから聞いてはいないわけではありますけれども、しかしながら、やはり建設には多額の費用がかかる、その回収を考えますと、1か月の売上げが、やはり1,000万円以上なければ駄目だということを伺っておりますので、そうしたときには、川場村民以外の、やはり観光客、また、近隣の市町村等のお客も

考えなければならないということでもありますので、そういった観点からも、先ほど言いましたように、何店舗も経営をしている方であれば、沼田のほうで非常に利益を上げていられれば、川場は、赤字では困りますけれども、そんなにもうからなくても、ぜひとも1店舗はそんなことで、慈善事業も含めたところで出店をしていただきたいということで、強く要望をしているところでございます。

○議長（角田文雄君） 丸山議員。

〔5番 丸山敏雄君発言〕

○5番（丸山敏雄君） 大変丁寧な答弁ありがとうございました。一刻も早い誘致に期待をいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） 以上で、5番丸山敏雄君の質問は終わりました。

次に、7番星野孝之君。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 皆さん、おはようございます。7番星野孝之です。

通告書に基づいて質問させていただきます。

現在、私たち川場村は、サッカーグラウンドの南側、上宿原地区において、50年に一度の大事業として進められている新庁舎建設があります。その周辺整備について質問させていただきます。

この計画について、あらゆる場面で村民に周知していただいていると思いますが、2020年の11月の川場広報に、川場村拠点整備事業計画として大きく掲載されました。そこでは、4つ施設エリアを設けるとあります。行政庁舎機能や災害支援拠点となり、また、村民や高齢者などが集い、新たな文化創造の発信地として機能する役場・図書館エリア、農業プラス観光をさらに推進し、交流人口を増加するために、四季を通して交流できる交流施設エリア、地域資源を生かした村独自の新産業の創造と地域に特化した地域経済活性化のための産学連携施設エリア、ここには、大学サテライトや研究機関サテライト、創業支援施設、農業温室及び管理棟、自然エネルギー施設などたくさんの施設を予定しております。

そして、この全施設の全体を一体的に活用するために、屋上デッキや駐車場、外広場など関連する施設を建設する予定でございます。

この計画から、コロナ禍を挟み2年が経過しようとしていますが、現在建設中の役場新庁舎の周辺整備、活用についての進捗状況及び今後の見通しについてお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、役場新庁舎建設事業の進捗状況でございますが、令和4年2月7付で、議員各位のご理解の下に、建設工事請負契約を締結いたしまして、現在、基礎工事に取りかかっているところでございます。

竣工は、来年秋を予定しております。

新庁舎では、可能な限り川場の木材を活用するとともに、木質バイオマスボイラーの熱源を利用した冷暖房施設、あるいは太陽光発電による電力の自家消費など、使用エネルギーの全てではありませんが、再生可能エネルギーを取り入れることで、環境に配慮した施設とする予定であります。

また、これらの仕組みを機能させるために、ボイラーを格納し、環境学習にも対応可能なエネルギーセンターを同敷地内に整備をいたします。

役場庁舎は、災害発生時には、必然的に災害対応の拠点となり、災害対策本部が置かれる場所となることから、災害時の機能性や耐震性はもちろんのこと、蓄電池や貯湯槽活用した電源や熱源の確保を念頭に置き整備計画を組んでおります。さらに、災害発生時には、庁舎建物だけではなく、敷地全体が避難場所として機能するよう整備をしております。

役場庁舎と同じ敷地内には、エネルギーセンターのほかに、子供たちが放課後や休日に勉強する場を確保するため、「むらの学習館」や視察の対応や講演など多目的に使用可能な「交流ホール」を建設いたします。いずれも令和4年4月15日付け契約を完了し、工事着手をしております。

また、これらの施設が建つ新拠点のエリアは、村民がくつろぎの時間を過ごすことのできる場所を設けたり、簡単な遊具を設置するなどして、子供たちの笑いの声が聞こえるようなエリアもつくっていかうと考えております。

将来計画として検討しております第2工区では、大学サテライトや創業支援施設などの構想もあり、産学の研究成果やノウハウの集積、あるいは関係人口の増加につなげていきたいとも考えております。

先ほど丸山議員のご質問でありましたコンビニエンスストアの誘致に関しても、流動的な話ではありますが、村から提案する候補地にもなり得るのではないかと考えておりますので、検討していきたいと思っております。

さきに申し上げましたとおり、新庁舎周辺は、百年先を見据えた村の新拠点という位置づけで今後も整備をいたしますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 村長、答弁ありがとうございました。

やはり百年先を見据えて拠点整備していただけるということですので、やはり安心安全で、村づくりに貢献し、そして環境に優しい庁舎が今後できていくと思われま。

でも、一番重要なのは、村民に親しまれる、利用しやすく優しい庁舎というのが一番重要なと思います。

全体を考えて、この拠点が村民の新たな憩いの場として、開かれて楽しめる場所にしなければな

らないと思います。

村長の先ほどの答弁で、子供たちの笑い声が聞こえるようなエリアと言われました。子育て環境の観点からも、答弁にありました遊具の施設の設置は必需だと考えます。これを早い段階で設置したほうがよいと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ご指摘のとおり、かつて川場村には結婚の森というのが今のサッカー場のところにございまして、そこに遊具等もあったわけですが、時代の流れによりまして、それがなくなり、田園プラザ内にはいろいろな遊具はございますが、ご案内のとおり、田園プラザは、今年間200万人以上が訪れる観光の拠点となり、なかなか川場村民がそこに行って使うということができなくなりました。そういった観点から、村では、子供を育てる環境を重視いたしまして、子供を育てるなら川場村という中におきましては、やはりこの役場庁舎周辺の新拠点の中には、そういった村民の、やはり憩いの場所、また、特に、若いお母さんたちが子供を連れて安心して、安全で過ごせる場所を築いていかなければならないということは考えておりますので、庁舎建設に伴い、遅れをとらず整備をしていく計画を持っております。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） ありがとうございます。

村長の答弁で、新庁舎と遅れをとらず、すぐ整備していきたいという回答をいただきまして、ありがとうございます。先ほどのコンビニの件もそうですし、遊具などの機能が加わることで、新たな村の拠点としての魅力がさらに高まると思います。そして、村民の皆さんの生活の質が向上するものと思われることから、今後、あらゆることを想定して機能の拡充をお願いしたいと思います。

以上で私からの質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） 以上で、7番星野孝之君の質問は終わりました。

次に、8番黒田まり子さん。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 皆さん、おはようございます。

私の質問、通告に従い質問させていただきます。よろしく申し上げます。

移住定住の促進について伺いたいと思います。

川場村の第4次総合計画では、10年間の計画が終了する令和6年には、若者の雇用確保、定住促進により人口減少の抑制を図り、目標人口としては、全国的な人口減少を考慮しても3,700人にしたいとなっております。ところが、現在は3,142人ですので、なかなか難しい状況です。

全国的に少子化、高齢化が進みまして、人口減少が進む中、特色ある住みよい魅力的なまちづくり

を通じて、移住者、転入者を増やし、定住促進に挑戦し、成果を出している自治体も出ております。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、地方移住への関心が高まり、若者の中では、地方に行って暮らしたいと思っている若者が増えてきているのも事実です。

人口対策は効果が出るまで時間がかかるものでありますが、移住定住の促進の即効力として、空き家等を使ったりして、実際にもうすぐ住んでもらうというのが重要な方策の一つだと思います。

川場村の移住定住の促進について、村長の方針と現在の課題はどのようなものか伺わせてください。よろしくお願いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

川場村の現在の人口についての状況を申し上げますと、令和2年の国勢調査では、川場村の人口は3,480人です。これは、平成27年の前回の調査と比較すると、167人減少し、4.7%の減少率となります。

また、65歳以上の高齢者が占める割合は全体の45%です。黒田議員がご指摘するとおり、人口減少と少子高齢化が着実に進んでいる状況にあります。

こういった状況に対応するため、村といたしましては、これまでに、若者世代の村内定住を促進するため、ニュータウンかわば分譲地販売事業や、分譲地取得に当たっての補助金交付事業、あるいは民間賃貸住宅家賃助成事業、また、子育て世代の生活を支援するための子育て支援事業や、中学生までの医療費を無料にする福祉医療制度の実施などを行っているほか、移住促進対策といたしましては、県内市町村と合同で行う移住相談会に参加をしたり、残念ながら今のところ実績がありませんが、国の制度を活用した移住支援金支給事業などを行っているところでございます。

村では、村外からの移住の牽引役として役割も期待しておりますのが、地域おこし協力隊の受入れでございます。協力隊として川場村に住み、任期終了後も村に定住するということを考えますと、移住の先例をつくるという役割を担うとともに、村での活動内容や村の生きた情報を発信するなど、協力隊員だからこそ、その発信力を持っております。

本年度で3年の任期を終了する協力隊員につきましては、任期終了後も村内に定住したいという要望を持っております。そのため、村内に空き家を有している方から、村で活用することはできないかというご相談を受けていた物件をその隊員が借り受ける方向で現在調整をしているところでございます。

また、昨年度任期を終了した協力隊員は、個人的な紹介をきっかけに空き物件を借り受け、村内に定住をしております。

さらに、沼田市の協力隊を務めていた方が、川場村内で空き家を購入して定住をしているという事例もございます。

移住定住についての大きな受け皿の一つであります空き家対策ですが、直接村にいただいた空き家情報につきましては、極力生かす方向で検討しておりますが、空き家情報が個人的に伝わるケースも多々ございます。空き家の活用は、定住促進の大きなツールにもなり得るものでございますので、活用可能な空き家がございましたら、ぜひ情報をいただきますよう、議員皆様にもご協力のほどをお願いする次第でございます。

地域おこし協力隊は、3年間の任期中、村内に住み、地域の活性化に係る事業に取り組むとともに、任期終了後もできれば川場村に住み続けるために、独立して生活するための暮らしの方糧を得なければなりません。村では、川場村での活動を希望する協力隊員を積極的に受け入れるとともに、引き続き川場村に定住するための支援を継続していきたいと考えております。

地域おこし協力隊の制度は、移住定住のための一つの取組ですが、そのほかにも直接的・間接的に移住定住を促進する政策を今後も展開してまいりたいと考えておりますので、議員皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

確かに地域おこし協力隊として村で活動して、川場村とてもいいところだと、そこに暮らしたいという希望者も出てきていると思うんですけども、なかなかそれが住む場所を探すのに大変苦労しています。これは川場だけじゃなくて、ほかの地域の地域おこし協力隊もやっぱり住むところがなくて、移住、どこかほかに行ってしまうという事例も聞いております。空き家を積極的に使っていくために、村としてはどのような支援を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 村におきましては、ほかの町村から比べますと、割合、空き家は少ない状況であります。ないというわけではありません。しかしながら、空き家には、まだ仏壇が置いてあったり、また、正月やお盆には家族、親族の方が訪れるというような状況から、なかなか村のほうに貸していただけるというような物件が少ないということでありまして、また、貸してくれるようなところは、また古くて、なかなか、協力隊員が入っても、すぐ生活ができないという状況にありますので、そういった関連を踏まえて、担当課のほうで調査等はしておりますが、できるだけそういった情報を村のほうにいただければ、積極的にそういった空き家を活用して、外部から村内に入るような協力をしてまいりたいというところであります。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 空き家は、確かに川場村の中でそれほどないのかもしれないですけども、

眠っている空き家もあるのかなと思っております。もともとご両親が住んでいたおうちがあって、その、自分たちは隣に家建てて、両親が亡くなっちゃうとそこが空いているけれどもそのままになっていると。確かに、お盆に帰ってきて、兄弟が集まるという話も聞いていますけれども、一番、使っていないので、だんだん壊れていってしまう。また、物置になっていて使えない状態で、とても人様に貸せないよというお宅もあると思います。そういうときに、村のほうで、例えば、水回りがちょっと悪くなっているけれども、水回りを直す、あるいは、そのごみを処理する料金とか、そういうものを村のほうで何らかの形で支援するという、村の積極的な対応策が見えてくると、その空き家を持っていらっしゃる方も、またちょっと意識が変わってくるのかと思います。

以前、新潟県の関川村に視察に行かせていただいたんですけれども、そこでもやっぱりごみを処理したり、それから、ちょっと手直ししたりするときに上限を決めて、何十万円までとか、何%とか支援しますという手法を取っているところがあります。これはあくまでも空き家バンクがあって、住む方とのマッチングができた後に、そういう移住者があるのであれば、その空き家を改築、手直ししたり、ごみを片づけたりするために支援していきましようというのを聞いています。

川場村ではこちらに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいまご指摘のとおり、いろいろなことで費用がかかることは承知をしております。そういう中で、村としても県等の補助事業等を利用して、金額の上限がございませけれども、そういったところに支援を出せる補助金等はございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明申し上げます。

○議長（角田文雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） お答えさせていただきます。

住宅関連の助成ですが、項目で申しますと、例えばリフォームの補助、それから、川場の木を使った住宅の建設に関する助成、それから、太陽光の設置、それから、木質のストーブの設置等、住宅関連でも助成は出しておりますので、その辺をご活用いただければというふうに村のほうではご用意しております。以上でございます。

すみません、つけ加えさせていただきます。

先ほど協力隊のお話が出ましたが、協力隊が独立して住宅を借りる場合には100万円程度の助成も出るようになっております。以上でございます。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 川場村でいろんなリフォームに対しての支援とかというのは知っているん

ですが、今までもそういう努力はしてきているけれども、それが移住しようと思っている人たちになかなかしっかり伝わっていない。もしくは、川場村の村としてどんどん村に移住してきてもらいたいのだよって、そう思っていることを村民と共有するような姿勢が残念ながら感じられないように思います。

本当に、空いているところをそのままにしていると風も通らないでどんどん悪くなってしまおうし、貸そうと思ったときはもう手遅れだということもありますので、早急にその辺はしっかりした姿勢を村の皆さんにも分かってもらうような姿を見せることが重要なのかと思います。隣で人が使っていない、暗かった空き家に灯がつくと、それだけで地域がまたちょっと明るい気持ちになるかと思いません。その辺の姿勢をしっかりと村民の方にも伝わるように、それがまた外部から川場村はいいなと思っている人たちにも伝わるようになったらいいなと感じております。

最後に一つ伺いたいと思います。先ほど村長のお話の中で、ニュータウンかわばの敷地、宅地を造って、様々対応したことで、実際、住民も増えているのかなと思います。今はもうそのニュータウンかわばのほうはもういっぱいになっているのかと思います。いわば第2のニュータウンかわばみたいなことの構想はおありでしょうか。お伺いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ニュータウンにつきましては、14軒の方が村外から来まして、現在、あそこで生活をしているという状況でございます。

第2弾ということを考えますと、今、村で持っている土地は、旧農協の跡地でございます。あそこが、またそういったことで有効利用できるかは、これから検討してまいりたいということですが、やはり、学校等に近いところでないと、村外からも入ってこられない。また、土地も安価でなければならないということでもありますので、そういったところを総合的に考慮しながら、村としても、やはり空いている土地等はそういったところに活用できないか、また検討いたしまして議員さんのほうに相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

ぜひ、学校の近くにそういう場所があれば、子育ての若い、これから子育てしようと思う若い人たちが、川場はいいところだ、住みたいなと思って来てくれるかと思えます。ぜひ、若い人たちが川場で暮らしやすいような村づくりを、このままもっともっと進めていただいて、それがもっと外の人たちにも伝わるような姿勢をつくっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） 以上で、8番黒田まり子さんの質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第5 議案第38号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第5、議案第38号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第38号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税について、国の財政支援が継続実施されることに伴い、減免の対象期間を令和5年3月31日に延長するため、川場村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第38号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第39号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第6、議案第39号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第39号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料について、国の財政支援が継続実施されることに伴い、減免の対象期間を令和5年3月31日に延長し、字句の一部修正により川場村介護保険条例の一部を改正するものがあります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第39号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第40号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（角田文雄君） 日程第7、議案第40号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第40号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,039万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,537万7,000円とするものがあります。

歳入は、地方交付税1億3,016万4,000円、国庫支出金1億3,598万2,000円、

県支出金4,000円、寄附金100万円、諸収入494万7,000円、村債7,830万円をそれぞれ追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

第2款総務費は、2億6,624万8,000円を追加計上いたしました。車両購入費、賠償金、インターネット仮想ブラウザ機器追加導入経費、縁組40周年記念事業経費、役場新庁舎・むらの学習館・交流ホール関連工事請負費などがあります。

第3款民生費は、515万9,000円を追加計上いたしました。地域福祉計画・地域福祉活動計画調査業務委託、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、保育士等処遇改善臨時特別事業補助金などがあります。

第4款衛生費は、1,217万円を追加計上いたしました。健康増進計画調査業務委託、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業関連であります。

第6款農林水産事業費は、259万5,000円を追加計上しました。商標登録手数料、中野ブルーベリーの丘整備計画策定業務委託などがあります。

第7款商工費は、66万8,000円を追加計上いたしました。観光施設修繕費などがあります。

第8款土木費は、255万2,000円を追加計上いたしました。急傾斜地崩落対策事業負担金、道路補修原材料費などがあります。

第10款教育費は、6,100万5,000円を追加計上いたしました。小中一貫校新築工事設計業務委託料などがあります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

○議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和4年度川場村一般会計補正予算（第2号）の細部説明をいたします。

令和4年度川場村一般会計補正予算（第2号）では、歳入歳出それぞれ3億5,039万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,537万7,000円とするものです。

地方債の追加は、第2表地方債補正によるということで、4ページをご覧ください。

第2表地方債補正、1、追加、起債の目的といたしまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、限度額7,830万円、これは二酸化炭素排出抑制対策事業として、木質ボイラー4,330万円、太陽光発電3,500万円に係るものとなっております。

5ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入、補正前の額36億2,498万円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額は3億5,039万7,000円で、歳入合計を39億7,537万円とするものです。

6ページをご覧ください。

歳出になります。

補正前の額36億2,498万円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は3億5,039万7,000円で、歳出合計は39億7,537万7,000円となります。

補正額の財源内訳といたしまして、国県支出金1億3,598万6,000円、地方債7,830万円、その他としまして594万7,000円、一般財源1億3,016万4,000円です。

7ページをご覧ください。

歳入の詳細説明になります。

10款1項1目地方交付税、補正前の額が10億8,000万円、そこに今回の補正で1億3,016万4,000円を追加いたしました。

14款1項1目低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金200万円、これは、児童手当または特別児童扶養手当受給者で、令和4年度の住民税均等割非課税である者に対して、子供1人当たり5万円を給付するものとなっております。子供40名を見込んでおります。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金558万1,000円、これは4回目の接種経費となります。ともに、10分の10の国庫負担となります。

14款2項1目総務費国庫補助金であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金275万円、これは、インターネット系の機器追加購入分で、8台分となります。これも10分の10の国庫補助となります。

続いて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1億2,166万6,000円、内訳といたしまして、木質ボイラー関係が8,666万6,000円、補助率3分の2となっております。太陽光発電が3,500万円、補助率2分の1となっております。

続いて、地方創生推進交付金が107万5,000円、2分の1国庫補助となっております。マイナポイント事業費補助金が11万円、マイナポイント関係のWi-Fi機器等の導入に使用するものとなっております。

2目民生費国庫補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金140万9,000円、これは全てこども園への補助金となります。これも10分の10の国庫補助です。

続いて、衛生費国庫補助金であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金139万1,000円、10分の10の国庫補助率となっております。

続いて、8ページになります。

17款1項2目総務費寄附金になりますが、庁舎等建設寄附金として100万円、これは、7月より村内、村外、また企業の方々に、庁舎建設に係る寄附金を募ることで現在進めております。

続いて、20款4項6目雑入の中の自動車共済保険金であります。496万7,000円ですが、これは村庁舎の事故共済保険金全額を見込んでおります。

21款1項8目環境衛生費になりますが、これは4ページで説明申し上げました。

続いて、9ページになります。

歳出の詳細説明になります。

2款1項1目一般管理費の需用費、文房具等消耗品費が33万5,000円計上されておりますが、これは道路交通法の改正によりまして、10月1日より安全管理者を置く事業所は、アルコール検知器を使って酒気帯び等の検査を義務づけられたことから、アルコールチェッカーという機器を購入する経費となっております。

続いて、3目財産管理費になります。財産管理費の11節役務費から13節の使用料及び賃借料までの費用につきましては、マイナポイント事業に係る経費となっております。

続いて、17備品購入であります。車両購入費といたしまして、村長車が事故により使用不能となったために、中古車を購入する経費となっております。

続いて、21補償補填及び賠償金ですが、自動車リース契約規定損害金496万8,000円ですが、これはリース契約をしていた車両が全損となりましたので、その残ったリース金額をここで賠償金として計上してあります。

積立金、その他基金積立金として100万円、これは歳入のところで申し上げました庁舎建設に係る寄附を庁舎整備基金に積み立てるものとなっております。

4企画費の中のIoT宅配自動販売機デジタルサイネージ機能拡充委託料49万5,000円ですが、これは、田園プラザのファーマーズマーケットに設置してありますふるさと納税の自動販売機の機能拡充の費用となっております。

続いて、一番下にあります村活性化推進費の40周年記念イベント委託料118万6,000円ですが、これは今年8月の20日にスカイランタン及びジャズコンサートを行う経費となっております。

続いて、10ページをご覧ください。

10ページ中ほど、11目新拠点構想推進費の中で、12委託料、造成設計、排水計画及び開発許可申請業務委託料499万4,000円あります。これは、形状変更に伴う申請となっております。

続いて、14工事請負費、総計で2億4,675万円とありますが、内訳といたしまして、役場庁舎建設工事2,090万円、これは、受水槽及び消火ポンプの設置工事となります。それから、むらの学習館建設工事220万円、交流ホール建設工事2,365万円、そしてその下にボイラー等設

置工事ということで2億円計上されておりますが、先ほど来、説明しておりますボイラーと太陽光の建設工事となっております、内訳といたしますと、ボイラーが関係が1億3,000万円、太陽光関係が7,000万円、合わせて2億円となっております。

そのページの一番下にありますインターネット仮想ブラウザ機器購入費275万円、これはコロナ交付金を充当してインターネット系の機器を追加購入するものとなっております。

11ページをご覧ください。

11ページ中ほど、2款4項9目参議院議員通常選挙費でございますが、報酬で2万3,000円追加しておりますが、これは、次の参議院議員選挙に合わせて、今まで行っておりませんでした移動期日前投票所を集会場に設けまして、通常ですと、期日前投票ということで、役場の村民室に来ていただいたところですが、今回、初めての試みとして、各集会場、1日1時間ではあります、各集会場、移動期日前投票所を設置するという、その投票管理者の報酬となっております。

続いて、12ページをご覧ください。

12ページ、3款1項1目社会福祉総務費にありますが、役務費託料にありますが地域福祉計画・地域福祉活動計画という言葉がございますが、これは令和5年にこれらの計画を策定するための準備経費ということで計上させていただいております。

また、その下の3款2項1目児童措置費の中に、扶助費として200万円計上してありますが、歳入のところでも申し上げましたが、児童手当及び児童扶養手当を受給している者が住民税均等割非課税の場合、子供1人につき5万円を給付するというようになっております。ですから、子供が2人いれば、その方には10万円、3人いれば15万円給付されることとなります。

続いて、13ページ、一番下にあります環境衛生費の一番下に、工事請負費として景観保全型案内板整備工事請負費として99万2,000円計上されておりますが、これは、武尊大橋開通に伴いまして、その橋の入り口に川場村の総合案内板と申しますか、田園プラザですとか、小学校の交差点にあるような統一の案内看板を設置するという、その上の需用費の印刷製本費の中に、集合案内版印刷製本費ということで47万1,000円計上してありますが、これはそこに設置する案内板を16枚見込んでおるということでございます。

続いて、14ページをご覧ください。

14ページの8目健康増進の中に、役務費委託料の中にそれぞれ、健康増進計画という言葉が出てきますが、これも先ほどと同様に令和5年度にこの計画を策定しなければならないための予備経費ということになっております。

続いて、11目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費でございますが、これらは全て第4回目の接種に係る経費となっております。

15ページをご覧ください。

3目農業振興費、役務費で25万円ありますが、商標登録手数料でございます。これは、川場村

が雪ほたかという商標を持っているわけですが、それを海外へ展開するために、アメリカでの商標登録料となっております。

それから、16ページをご覧くださいませでしょうか。

16ページの一番目に土木管理費として県営事業負担金が200万円計上されております。急傾斜地崩落対策事業ということで、これは、県が2,000万円をかけて急傾斜地の崩落対策事業を行うわけですが、その10分の1を川場村が負担するものでございます。実施箇所といたしますと、太郎の唐沢地区になります。

続いて、17ページになります。

17ページ中ほどに、委託料として小中一貫校新築工事設計業務委託料6,216万9,000円が計上されております。これにつきましては、基本設計、実施設計、測量、地質調査それぞれがその中に含まれております。

以上、細部説明を終了させていただきます。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

1番津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

○1番（津久井俊雄君） お伺いいたします。

15ページ、歳出の6款1項3目12節の委託料、その他委託料で、川場村中野地区ブルーベリーの丘整備計画作成業務委託料215万円とございます。

これにつきましては、新しい農業振興費として村の活性化を狙っているものというふうに考えておりますが、この目的と、それから、これ委託料でございますので、いつ頃、実施計画を行っていくかということをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、事業主体はどこで行うのか、この辺をお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（角田文雄君） 副村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○副村長（宮内実君） 津久井議員のご質問にお答えいたします。

中野のブルーベリーの丘でございますが、以前はブルーベリーがそこで植栽されておりましたが、なかなか古くなってきておりましたので、そのものを全部剥がして、植栽をしているのですが、現状はそれがうまくいっていません。そのために、ここのところをそのまま置いておくわけにいかない

ものですから、再度、計画づくりを一からやり直そうということで、計画を準備しております。これにつきましては、資金的には、恋人の聖地の関係で補助金を頂くことができましたので、交付金ですか、頂くことができました。100%国庫補助金を頂くという財源となっております。

これにつきましては、造園関係の専門の方々に計画関係に入ってくださいまして、あと、これからのお話になりますが、地元の方々にもその中に入ってくださいまして、具体的に中野地区のブルーベリーの丘を、今後、中野地区ではどういうふうにしていくのかということをお話しながら、新しい計画づくりをして、中野のブルーベリーの丘を新たな中野地区のシンボリックな丘にしていきたいということで計画をさせていただきます。

これから具体的なことに入りますが、年度内にはこの計画をつくりまして、来年度以降、その計画に基づいて具体的な事業を実施していければなということで予算化をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

○1番（津久井俊雄君） 中野も村づくり等で非常に一生懸命、今、現在はリンゴ、ブルーベリー等を一生懸命やって、技術系農家も多くあるようでございます。

予算の規模を見ますと、委託料215万円というのは結構委託料としては大きい。そうすると、事業費も相当大きなものになるかと思えます。ぜひとも、こういった事業が他の部落にも、他の地区にも反映してくるものと考えますので、国庫補助の導入、あるいは県の補助等の導入も計画いたしまして、成功裏につながるようお願いしたいと思います。

私からの質問は以上でございます。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありますか。

星野議員。

〔7番 星野孝之君〕

○7番（星野孝之君） 質問させていただきます。

予算書の17番、教育費の中にあります委託料の小中一貫校新築工事設計業務委託料で6,216万9,000円と計上されておりますが、この6,200万円もの委託料が発生するということは、大まかな構想があつてのことだと思えますけれども、この構想について、計画を教えてください。

○議長（角田文雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 星野議員の質問にご回答いたします。

昨年度、基本計画を策定いたしました。新築校舎木造2階建て、約1,100平米を現在の小学校の植栽がしてある部分、校門入って左側の植栽がしてある部分に木造2階建ての校舎を増築する予

定となっております、計画となっております。

また、増築に併せまして、既存校舎を改修する、そういった計画となります。

新築した増築校舎と既存の校舎を2階部分を渡り廊下で接続し、一体の校舎として使用する計画であります。以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ちょうどその同じページになりますけれども、13のところに、ここに介助移動装置借上げということがあります。どのようなものなのでしょうか。

○議長（角田文雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 黒田議員の質問にお答えいたします。

現在、特別支援学級、病弱クラスに在籍しております児童について、車椅子の移動となる可能性が予測されております。校内での階段の走行に支障があるため、可搬式の介助装置を借り上げるものです。以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 車椅子ということで、非常に大切なことだと、安全性にくれぐれも気をつけて、子供たちが、そういうふうに障害があってもみんなと一緒に回れる学校ということで、ぜひいい環境をつくっていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については、補正予算審査特別委員会を設置し審査することに決定しました。引き続き特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

補正予算審査特別委員会を委員会条例第9条第1項の規定により本日の本会議終了後、特別委員会室で開催いたしますので、お集まりをお願いします。

◎日程第8 議案第41号 損害賠償金の額を定めることについて（自動車リース契約）

○議長（角田文雄君） 日程第8、議案第41号 損害賠償金の額を定めることについて（自動車リース契約）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第41号 損害賠償金の額を定めることについて（自動車リース契約）の提案説明を申し上げます。

令和4年4月20日水曜日、午前中、関越自動車道上り線、渋川インターチェンジ先約500メートル付近で、村長車として使用しているアルファードが追越し車線を走行中、車両助手席側面に商用トラックが追突し、その商用トラックと中央分離帯に挟まる形で数十メートル走行する交通事故が発生をし、リース車両であるアルファードが修理不能の全損となりました。

このことにより、自動車リース契約を解除しなければならないため、株式会社トヨタレンタリースに対して既定損害金496万7,997円を支払うものであります。

今回の賠償金につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案し、議会の議決を求めるものであります。

なお、損害保険金につきましては、現在、商用トラック相手方と協議中であることを申し添え、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第41号 損害賠償金の額を定めることについて（自動車リース契約）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（角田文雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

また、6月8日は、議事の都合により、開議時刻を繰り下げ、午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時28分散会